

みどりの推進モデル地区のご案内

指定地区：榎町地域

指定期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 7 年間

新宿区みどりの条例第 24 条に基づき、緑被率の低い地域に、新しく緑化の推進を図る地区です。

モデル地区では、緑化計画書制度、接道部緑化助成制度、みどりの協定制度を活用し、生垣や植樹帯等による緑化、地域の草花緑化をすすめていきます。



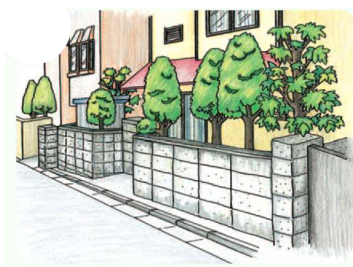
みどりの推進モデル地区指定区域

施策内容

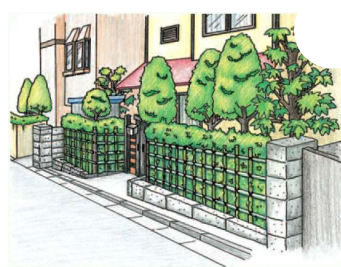
1. 接道部緑化助成制度(※1)における助成額の増額

(※1)道路沿いに生垣等を造る際、その工事費の一部を区が助成する制度です。

モデル地区では助成単価、上限額をアップします。また、高木の植栽にも助成します。さらに、通常は助成の対象とならない、緑化計画書の対象物件についても以下のとおり緑化に助成します。



改修前



改修後

【接道部緑化の助成額】緑化計画書対象外

種 別	基 準	助成額	上限額
生垣 (長さ 2m 以上)	高さ 1.0m 以上 1.5m 未満の樹木	20,000 円/m	50 万円
	高さ 1.5m 以上の樹木	23,000 円/m	
植樹帯	高さ 0.3m 以上の樹木を植栽するもの	3,500 円/m	
	高さ 0.3m 以上の樹木とともに、 高さ 1.0m 以上の樹木を 2mにつき 1 本以上植栽するもの	9,000 円/m	
高 木	高さ 3.0m 以上	25,000 円/本	40 万円
ブロック塀等撤去 (高さ 1m 以上)	万年塀の撤去	6,000 円/m ²	
	ブロック塀、大谷石塀の撤去	12,000 円/m ²	

※撤去するブロック塀等の長さが接道部緑化の長さを超える場合、その超える部分は除くものとする

【接道部緑化の助成額】緑化計画書対象物（敷地 250 m² 以上の場合）

種 別	基 準		助成額	上限額
生垣 (長さ 2m 以上)	緑化基準内 の緑化	高さ 1.0m 以上 1.5m 未満の樹木	7,000 円/m	50 万円
		高さ 1.5m 以上の樹木	10,000 円/m	
	緑化基準以上 の緑化	高さ 1.0m 以上 1.5m 未満の樹木	20,000 円/m	
		高さ 1.5m 以上の樹木	23,000 円/m	

2. 緑化計画書制度(※2)における算定方法の優遇

(※2) 250 m² 以上の敷地で建築行為等を行う際、みどりの条例に定める規模の緑化を義務付ける制度です。

モデル地区では、高木と生垣を植栽した場合、延長と面積を 1.3 倍で算定できます。

種 別	モデル地区	一般の地区
高木の算定（延長・面積）	1.3 倍の算定	—
生垣の算定（延長・面積）	1.3 倍の算定	—

3. みどりの協定制度(※3)の活用

(※3) 道路沿いを緑化する区民グループや団体に対し、区が草花や土などの緑化材料を支給し、地域の緑化を支援する制度です。

モデル地区では、グループの人数要件を緩和し、緑化材料の支給回数を増やし、より充実した支援を行います。

	モデル地区	通常
人数	5 人グループ	10 人グループ
支給回数	年 2 回支給	年 1 回支給



詳細な条件については、下記にお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕 新宿区みどり土木部みどり公園課みどりの係 5273-3924